

国の退職金制度「中退共制度」をご活用ください。

● **国の退職金制度だから安心！**

- ・掛金の一部を国が助成します。
- ・綾瀬市独自の掛金補助制度もあります。
⇒綾瀬市ホームページをご確認ください。

● **社外積立型だから管理が簡単！**

従業員ごとの納付状況や退職金試算額もお知らせします。

● **掛金は全額非課税だから有利！**

手数料もかかりません。

● **家族従業員も加入できます！**

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業主も加入できます。

● **加入できる中小企業**

- ・常用従業員数または資本金・出資金の額のうちいずれかが下記表の範囲内であれば加入できます。
- ・個人事業所の場合は常用従業員数によります。

業種	常用従業員数		資本金・出資金
一般業種 (製造業、建設業等)	300人 以下	または	3億円 以下
卸売業	100人 以下	または	1億円 以下
サービス業	100人 以下	または	5千万円 以下
小売業	50人 以下	または	5千万円 以下

● **退職金額**

掛金月額 10,000円の場合	
10年後	1,265,600円
20年後	2,666,600円
30年後	4,213,100円
※金額は法令の改正により 変わることがあります。	

[詳しくは中退共ホームページで](#)

中退共

検索

「中小企業の強い味方！中退共制度」

動画 配信中

平成28年4月1日に中小企業退職金共済法の一部改正が施行

加入者の利便性の向上等のため、中退共制度と他制度とのポータビリティが拡大されました。

- 共済契約者が中小企業でなくなった場合の新たな資産移換先として確定拠出年金制度を追加
- 事業所の間を移動した場合の通算申出期間を現行の退職後2年以内から退職後3年以内まで延長
- 特定退職金共済制度を廃止した団体からの資産移換
- 特定業種退職金共済制度との通算における全額移換の実施

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

お問合せ先

中小企業退職金共済事業本部 (略称：中退共)

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211